

2-3. 要求水準・モニタリング・支払メカニズムの三位一体の検討

①課題

- ・ 2-2で整理したように、要求水準はモニタリング及び支払メカニズムと密接な関係にあることから、これらを一体的に検討し、入札公告時にまとめて民間事業者に提示する必要がある。しかし、実際には一体的な検討が行われず、各々の関連性が不明確なまま民間事業者に提示されることが多く見られる。

②考え方

- ・ 導入可能性調査の段階から、要求水準、モニタリング、支払メカニズムを一体的に検討する必要がある。
- ・ 具体的な検討フローを、各段階における着眼点を中心に整理すると以下の通りである。

(ア) 導入可能性調査段階

- ・ 導入可能性調査段階では、要求水準書と併せてどのようなモニタリング指標、支払メカニズムが想定できるかについても検討し、要求水準書の骨子及び重要な取引条件を記載する書面を作成する。
- ・ この際は、運営段階に入っている類似事例等も参考にすべきである。

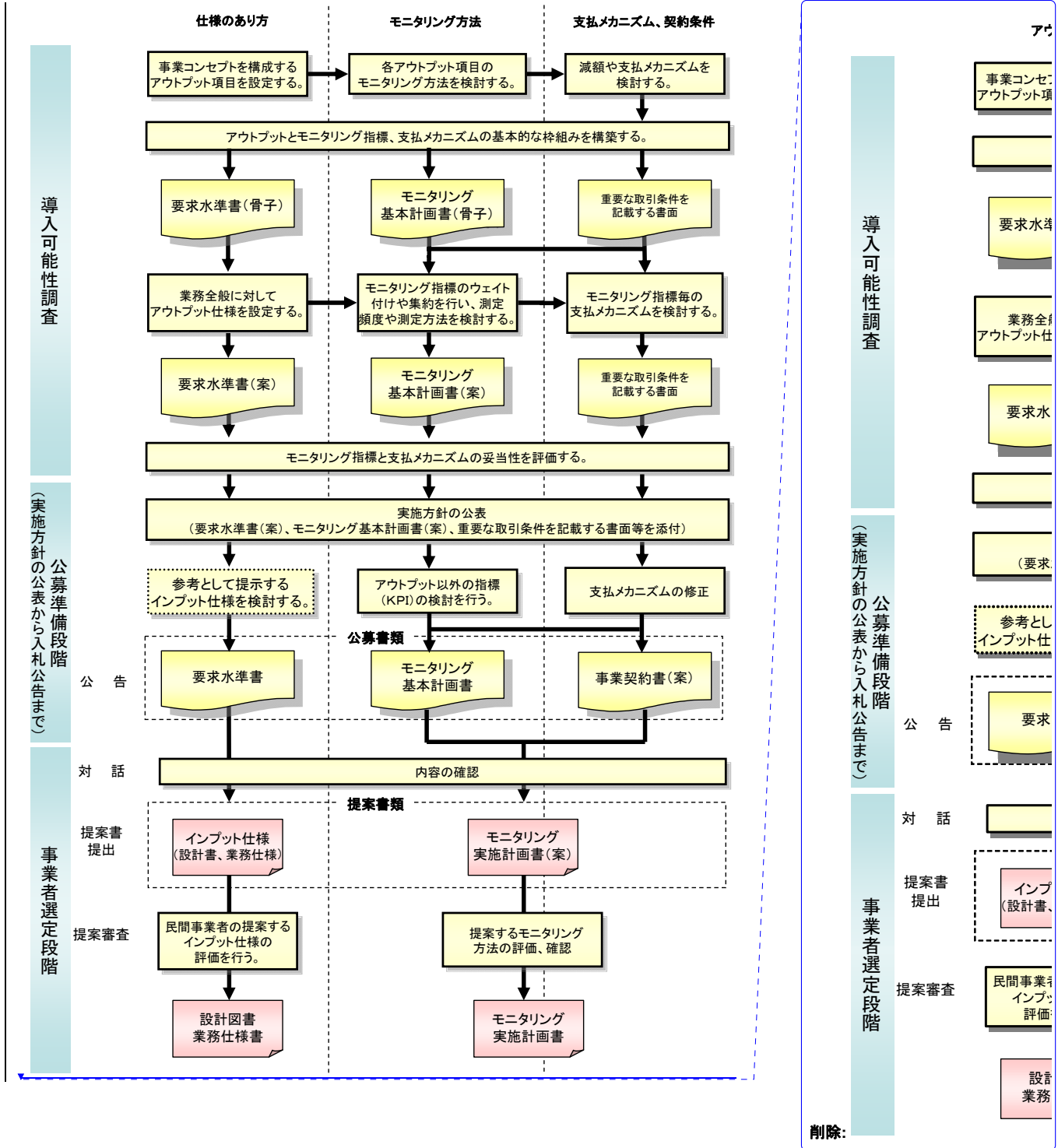
(イ) 公募準備段階

- ・ 応募者に十分な情報を与え、公平性を確保するためには、公募書類において、要求水準書の提示に加え、モニタリング基本計画書、事業契約書（案）を提示することにより、モニタリングの基本的枠組みや支払メカニズムについても一括で提示することが必要である。

(ウ) 事業者選定段階（入札公告後）

- ・ モニタリング基本計画書で提示するモニタリング指標及び支払メカニズムは原則としてそのまま運営段階に適用されるものであるが、実態に則した変更は可能とすべきである。
- ・ 具体的には、民間事業者の提案書の内容やそれに基づいて提示される業務仕様を踏まえて、モニタリング基本計画書に基づいてモニタリング方法の詳細を定めたモニタリング実施計画書を改めて作成するというプロセスをとることが合理的と考えられる。
- ・ モニタリングの方法については、官民の対話の中でも、その内容について確認を行うことが適当である。

要求水準・モニタリング・支払メカニズムの三位一体の検討フローの例



3. その他の課題

(1) 事業者選定後の仕様の確定

① 課題

- ・ 性能発注を旨とする P F I 事業においては、提案段階では詳細な内容が詰まっておらず、事業者選定後に管理者等と民間事業者間の協議を経て設計書や仕様が最終的に確定されることが多い。この際、民間事業者が想定していなかった様々な要求が管理者等からなされ、対応を求められることがあり、かつそれが民間事業者の業務の範囲を超えている場合が見られる。
- ・ 事業者選定後に仕様が大幅に変更されることを想定した場合、民間事業者は多くの予備費を念頭におかざるを得なくなり、結果として V F M の発現を阻害する要因となる。

削除: 業務

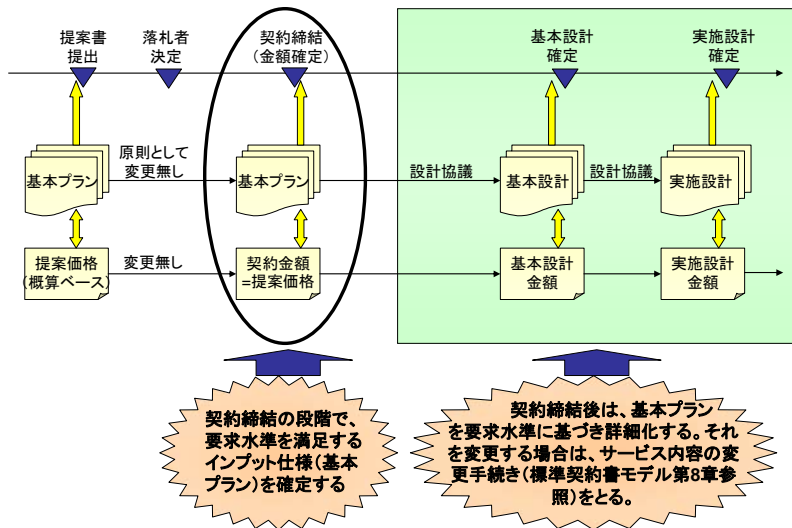
② 考え方

- ・ 原則として、契約締結時に要求水準を満足する民間事業者の提案内容に基づく仕様の主要部分を確定し、その後は価格改定を伴うサービス内容の変更（標準契約書モデル及びその解説第 8 章参照）として対応することが、不必要な予備費の削減につながる。また、契約締結後は設計協議等により詳細化していくことになるが、あくまでも詳細化であって契約締結時に合意した仕様を超えるものについては価格改定を伴うサービス内容の変更として対応することが望ましい。但し、民間事業者側も、例えば費用が実質的に増加しない場合には管理者等の要請に応じるなど、柔軟に対応することが望まれる。

③ 留意点

- ・ 落札者の決定から契約締結までの期間を十分確保し、具体的な業務内容について、官民双方で十分に詰めることができるようにすることが望ましい。

削除: 間



(2) 優れた要求水準書作成ノウハウの蓄積・継承

①課題

- ・ 要求水準書の理念や対象事業のコンセプトを理解していても、経験が十分でないこと等により、適切なアウトプット仕様の設定やインプット仕様の表現ができないケースが少なくない。
- ・ 特に地方公共団体においては、P F I 事業に関する基本的考え方や導入手順等についての理解は進んでいるものの、要求水準書の作成やアウトプット仕様の設定は、実務知識としては新しい分野となるために内部に経験の蓄積がほとんどない場合が多いことが想定される。

②考え方

- ・ 上述した課題を解決するためには、特に、実施件数が重ねられ、今後需要が多いと考えられる分野の事業について、管理者等側でP F I 事業を経験した人材の知識・ノウハウの共有を進め、要求水準書のノウハウのプラットフォームを作成することが有効と考えられる。具体的には、以下のような取り組みが考えられる。

(ア) 知識・ノウハウの集約と蓄積

- ・ 当該分野の事業に関する知識・ノウハウを集約させ、蓄積させることが考えられる。要求水準書の内容は事業分野別に異なることから、**関係団体等**が相互に情報提供・連携することが考えられる。
- ・ 上記のための具体的な方法として、既に施設の供用が開始されている事業に対して、書面やヒアリング等による事後調査を行い、ベストプラクティスを蓄積するとともに、発注段階あるいは運営段階で生じた課題や対応策を整理することが考えられる。(英国 NHS ではプロジェクトの事後評価を行うための「Good Practice Guidance」が整備されている)

削除: 所管官庁のP F I 担当部局などがP F I 事業を実施する管理者等と

(イ) 要求水準書の標準化の推進

- ・ (ア) の実施において、案件同士の比較を容易にするために、要求水準書の様式などの標準化を図ることは有益と考えられる。
- ・ さらに、分野別の要求水準書の標準化を進め、ア) で得られた課題のフィードバックにより、継続的な改善を行うことが有効である。

(ウ) 管理者等への支援体制の充実

- ・ 要求水準書を作成するにあたり、管理者等がこれまでに生じた課題も踏まえた検討を行えることが望ましい。そのための仕組みとして、以下の方法が考えられる。
 - (i) P F I 事業の発注担当者や発注を行う部署に対し、要求水準書の作成方法に